

# 第7章 成年後見制度利用促進基本計画

## 1 計画策定の背景

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方について、家庭裁判所\*によって選ばれた成年後見人等が、財産の管理や福祉サービス等の契約を行うことによって、本人の権利を守り、生活を支援する制度です。

平成12(2000)年から導入されましたが、全国的に成年後見制度が十分に活用されていない状況を踏まえ、国では、平成28(2016)年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「促進法」という。)が施行され、平成29(2017)年に「第1期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。令和4(2022)年には、さらなる施策の推進を図るために「第2期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されています。

促進法において、市町村は、国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとされているため、「朝霞市成年後見制度利用促進基本計画」を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

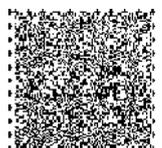
この第7章を、促進法第14条に基づく本市の「成年後見制度利用促進基本計画」と位置付け、成年後見制度の利用促進に関する施策について、基本的な計画を定めるものです。

成年後見制度の利用の促進に関する法律(抜粋)

(市町村の講ずる措置)

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。



### 3 計画期間

計画期間は、「第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画」と同じ令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。また、社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行います。

### 4 成年後見制度の概要

認知症や知的障害、精神障害などにより、財産の管理や必要な福祉サービスの利用契約を結ぶことが難しい方々のために、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が、本人に代わり、本人の意思を尊重した上で、心身の状態や生活状況に配慮しながら個人の権利を守り、生活を支援するための制度です。

#### ①法定後見制度

既に判断能力が低下している方のための制度です。本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの支援内容に分かれ、本人や親族等の申立てにより、家庭裁判所が本人の支援者として適切な方を選任します。

たとえばこんな時・・・

- ・預貯金の引き出しなど、金融機関での手続きが自分ひとりではできない
- ・訪問販売や悪徳商法の被害に何度もあっているのを防止したい
- ・知的障害のこどもに関する手続きは、親である自分が行いたい。そして、自分が死亡した後は安心できる人に見てもらいたい など

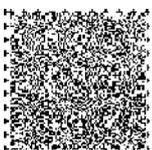
#### ②任意後見制度

将来、判断能力が衰えたときに備えて、「誰に何を頼みたいのか」などをあらかじめ決めておく制度です。判断能力があるときに、公証役場\*で公正証書\*を作成して、任意後見人となる人（任意後見受任者）と任意後見契約を締結しておきます。

判断能力が低下した時点で、家庭裁判所に申立てを行うことにより任意後見監督人が選任され、あらかじめ決めておいた任意後見人が、本人のために活動を開始します。

たとえばこんな時・・・

- ・将来認知症になったり、病気で倒れたときに、介護に関することなどの手続きを誰かに頼みたい
- ・まだ判断能力はしっかりしているが、一人暮らしのため将来が不安 など



## 5 現状と課題

朝霞市では、65歳以上の高齢者人口と要介護認定者数は増加傾向にあり、今後も増加が見込まれます。また、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数も増加傾向にあります。

一方で、アンケート調査では、成年後見制度を知らない、とする割合が7割強と高く、また将来制度を利用したいかわからないとする人の理由として、「制度の内容や利用方法がよくわからない」が最も高くなっています。

今後は、成年後見制度についての周知をはじめ、制度を必要とする人が安心して相談できる窓口の整備や制度の円滑な利用に向けた体制づくりが求められます。

### ①成年後見制度の利用状況

朝霞市に住民登録している人の制度利用者数は、令和6（2024）年中は155人であり、要介護認定者及び療育手帳・精神保健福祉手帳所持者のうち、約2%程度の利用率となっています。

#### ■成年後見制度利用者数 （単位：人）

	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
後見	116	123	126	125	128
保佐	21	20	22	25	23
補助	1	0	1	3	3
任意後見	0	2	2	1	1
合計	138	145	151	154	155

資料：さいたま家庭裁判所による市区町村申立件数等調査結果より

### ②市長による申立て件数、申立費用及び報酬助成の実施状況

朝霞市では、成年後見制度の利用にあたり、家族や親族等による申立てが期待できない方に対して、市長による申立てや、市長による申立てのうち成年後見人等に対する報酬を負担することが困難な方に対して、報酬助成を行っています。

なお、市長による申立事務件数や報酬助成対象者数は増加傾向にあり、令和6（2024）年は市長による申立て件数が12件、令和6（2024）年度の報酬助成人数は14人となっています。

#### ■市長申立て件数推移 （単位：件）

	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
高齢者	5	7	7	7	8
障害者	2	2	2	2	4

資料：埼玉県による成年後見制度利用状況等調査結果より



■市長申立て費用助成人数推移 (単位：人)

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
高齢者	8	5	8	6	9
障害者	3	1	1	3	5

資料：地域共生社会課・障害福祉課（各年度末時点）

■報酬助成人数推移 (単位：人)

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
高齢者	6	6	5	4	6
障害者	0	2	3	4	8

資料：地域共生社会課・障害福祉課（各年度末時点）

## 6 具体的な市の取組

### (1) 成年後見制度の普及・啓発

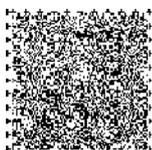
成年後見制度による支援を必要とする方が安心して利用できるよう、相談窓口を設けて相談支援を行うとともに、制度の周知と正しい理解の促進を図るため、普及・啓発活動に取り組みます。

### (2) 中核機関の設置

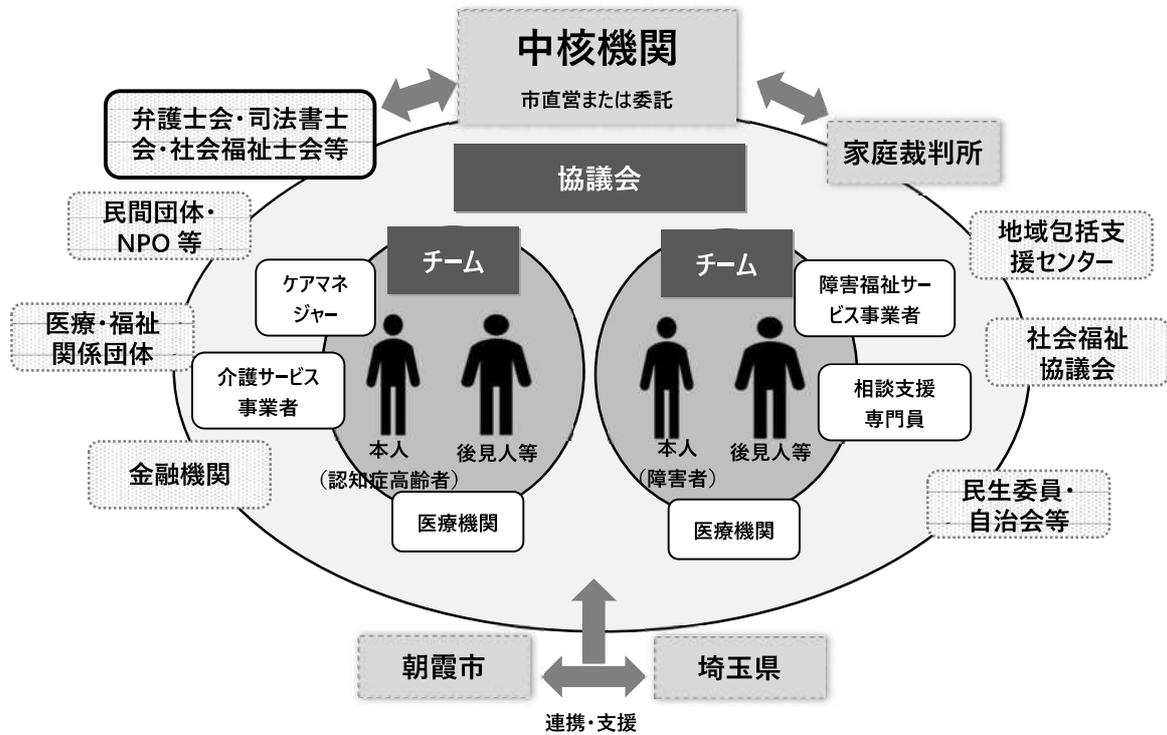
権利擁護支援を必要とする方を適切な支援につなげるために、各関係機関やチームで構成された「地域連携ネットワーク」の中心となって全体のコーディネートを行うための「中核機関」の運営主体を検討し、設置します。運営主体は社会福祉協議会への委託等、様々な形態があります。まずは早期に、成年後見制度利用促進法第14条第2項に基づく審議会の設置を進め、中核機関の在り方を検討します。

### ●地域連携ネットワークとは

成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じ、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。従来の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）だけでなく、司法も含めた連携の仕組みを構築し、多職種が連携して個々の支援等に関わる体制づくりを目指します。



■地域連携ネットワークのイメージ図（厚労省資料を基に作成）

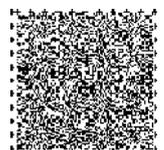


地域連携ネットワーク及び中核機関が担う具体的機能

地域連携ネットワークの3つの役割	中核機関の4つの機能
権利擁護支援の必要な人の発見・支援	広報機能
早期の段階からの相談・対応体制の整備	相談機能
意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築	成年後見制度利用促進機能
	後見人支援機能

(3) 成年後見制度利用支援事業の推進（市長申立て、申立費用・報酬助成）

市長による審判請求（市長申立て）、申立費用及び後見人等の報酬助成の取組を進め、制度を必要とする方が円滑に利用につながるよう支援します。



#### (4) 市民後見人\*の養成、法人後見事業の推進

制度利用の需要増加が見込まれる中、専門職及び親族以外の地域住民が成年後見人等として活躍できるよう、市民後見人の養成及びフォローアップ体制を、社会福祉協議会とともに整備します。また、法人後見事業の適正な実施のため法人後見事業運営委員会において社会福祉協議会と協力し、法人後見事業の活動を支援します。

#### ■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
中核機関の設置（再掲）	検討	設置

## 7 推進に向けて

本計画の推進にあたっては、国や県、関係機関・団体等と連携するとともに、庁内関係部局等と緊密に連携しながら、制度利用の促進を図ります。

また、計画の進行管理は朝霞市地域福祉計画の進捗管理や評価と併せて行います。

### 市民後見人とは

弁護士や司法書士の資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等です。

養成研修を修了し、必要な知識・技術、社会規範、倫理性を身につけ、登録後、家庭裁判所から選任された方が、判断能力が十分でない方の生活を地域で身近な立場から支援を行います。

### 法人後見とは

社会福祉法人や社団法人、NPO法人等の福祉の専門知識や体制等を整えた法人が、成年後見人等となることです。

親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が十分でない方の支援を行います。

